

## 指名停止措置の概要

(1) 【商号】住商産業株式会社

【所在地】熊本市東区小山4丁目9番70号

【県指名停止措置期間】令和元年12月2日～令和2年1月1日 1か月

【県指名停止措置理由】

住商産業株式会社が、熊本県内の民間工事（2件）において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約を締結したことにより、国土交通省九州地方整備局長から同法第28条第1項の規定に基づく監督処分（指示処分）を受けた。このことが熊本県措置要領別表第2第9号（建設業法違反行為）に掲げる措置要件に該当するため。

【町指名停止期間】令和2年2月17日～3月16日 1か月

【町要領】

甲佐町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第9号（建設業法違反行為）に掲げる措置要件に該当するため。